
消費税改定の概要と対応について

ICST 超財務 SUPER-A システムの消費税改定に伴う対応に関しまして

お知らせ致します。

ICST 超財務 SUPER-A システムでは、伝票入力日付により税率を自動計算し各種帳票を出力する形で対応する予定です。

現行システムの仕様上、ICST 超財務 SUPER-A システムに部分的にプログラム追加をさせて頂く形となりますので、その旨ご了承頂けますようお願い申し上げます。

追加作業に関しましては、弊社営業担当が直接ご訪問、またはリモートによる作業を予定しております。詳細が決まりましたら、改めましてお知らせさせていただきます。

【消費税改定に関して～国税庁ホームページより一部抜粋～】

消費税は平成 26 年 4 月、平成 27 年 10 月の二段階で税率引き上げが実施されます。

a.消費税改正のお知らせ （平成 25 年 3 月現在）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/201303.pdf>

b.資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置（平成 25 年 4 月現在）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

c.資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置（平成 25 年 3 月現在）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/130325/index.htm>

* 消費税率引き上げ時期が先送りとなる場合

なお、消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件（景気条項）

として実施するため、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることになっております。具体的には、2013 年 9 月・10 月あたりの時期に施行の最終判断をされることが予想されており、その時点での景気状況を見て、停止も有り得るとするのが「景気条項」です。

詳細は、下記の財務省ホームページをご確認くださいませ。

< 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案 >

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 18 条）

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/sh20120330g.htm

【ご注意 *大切なことになりますので必ずお読みください】

◆下記システムをご利用中のお客様は、消費税改正に伴うシステム対応はいたしません。

何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。

・ ICST-Web 超財務 SUPER-A システム【4Ver】

・ 旧超財務システム

◆ICST-Web 超財務 SUPE-RA システム【統合版】につきましては、

一部のバージョンを除き、消費税対応に伴うプログラム追加の対応をいたします

<対応可能なシステム>

・ Web システムのみで運用

・ Web システムと旧超財務システムで運用

・ スキャナ読取システムで運用

→サブアプリケーションは消費税改正後も一部を除き運用可能

・ 手形管理、手形発行、支払管理、売掛買掛管理、工事管理・その他の特別な仕様にて

ご利用のお客様は、別途ご確認ください。

<消費税改定プログラムは有償になります>

ICST 超財務 SUPER-A システムの消費税改定プログラムは、すべてのお客様で別途有償で

の対応となります。保守ご加入のお客様に関しましては、特別価格にて提供させて

頂きます。

国税庁の発表にもありますように、本日 2013 年 7 月 24 日現在消費税改定に関する最終的な詳細が発表されておりません。(平成 25 年度税制改正大綱では軽減税率に関しては 10% 改正時に適用を目指す等)

弊社では政府より正式発表がなされたのち、改めまして消費税改定対応プログラムに関する通知をさせていただきます。

まずは消費税改正対応に備えて

【ご利用中の ICST 超財務 SUPER-A のバージョン】

を事前にご確認いただけますようお願い申し上げます。

バージョンが不明な場合などは、お手数ですが弊社営業担当までお問合せくださいませ。

<アイ・シー・エス通商 超財務 SUPER-A 消費税対応窓口>

電話：03-3517-2340

メール：info@icst.co.jp

【消費税改正対応】による業務システムの見直しが急務となっております

2014年2月・3月・4月はパソコンやサーバー機の購入、3月決算のお客様などを含めると、各社のお問合せ窓口が大変混雑することが予想されます。入替えのご要望も含めまして、早めのご検討を頂けましたら幸いです。なお、移行作業につきましてはご導入前のお打ち合わせから、導入・設定・導入後の支援まで、弊社にてワンストップで完全サポートさせていただきます。

また、消費税改正法に関する詳細は、税理士・会計士の先生にご確認くださいませ。